

最高裁秘書第918号

令和2年3月30日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長 中 村

慎



司法行政文書開示通知書

令和元年3月8日付け（令和2年3月10日受付、第014773号）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示することとしましたので通知します。

記

1 開示する司法行政文書の名称等

平成28年10月12日付け最高裁判二第433号刑事局長、総務局長事務連絡「被害者特定事項の秘匿決定がなされた事件等における秘匿情報の適切な管理のための工夫例について」（片面で2枚）

2 開示の実施方法

写しの送付

担当課 秘書課（文書室）電話03（3264）5652（直通）

最高裁判二第433号

(訟ろ-15-A)

平成28年10月12日

高等裁判所長官 殿

地方裁判所長 殿

最高裁判所事務総局刑事局長 平木正洋

最高裁判所事務総局総務局長 中村慎

被害者特定事項の秘匿決定がなされた事件等における秘匿

情報の適切な管理のための工夫例について（事務連絡）

被害者特定事項の秘匿決定（刑事訴訟法290条の2第1項、第3項）がなされた事件や、これと同様の配慮が求められる事件において、裁判所が秘匿すべきであると判断した情報（以下「秘匿情報」という。）については、これが裁判所の意図に反して流出することのないよう、庁全体として適切な事務処理態勢の確立に向けた取組を行っていただいているものと承知しております。

この点、秘匿情報の適切な管理に関しては、これまでにも事務連絡等で参考になると思われる工夫例を紹介してきたところですが、この度、別紙のとおり、刑事事件の進行段階に応じてその代表的な例をまとめましたので、送付します。

各庁においては、速やかに、本事務連絡を裁判官、書記官及び部に配置された事務官等の関係職員（事務局職員を含む。）に周知し、所長等におかれでは、従前の事務連絡等の内容をも踏まえて、組織としてより適切な事務処理態勢の確立・維持に努め、当該態勢に基づく事務処理に遗漏がないようにしてください。

なお、簡易裁判所に対しては、所管の地方裁判所長から連絡してください。

被害者特定事項の秘匿決定がなされた事案における 事務処理上の工夫例

起訴

報道機関への期日情報提供、開廷表の記載

被告人氏名が被害者特定事項に当たる場合(父親の娘に対する性犯罪等)
 →(期日情報提供)裁判体と期日情報提供を行う部署で被告人氏名が報道機関に伝達されない態勢等を確立
 →(開廷表の記載)被告人氏名が記載されないよう裁判体と職員間の認識共有

平成27年9月17日付け事務連絡

(選任手続)

裁判員等選任手続

被害者特定事項が選任手続内で明らかにならないよう工夫

公判

証人尋問手続・尋問調書の作成

- 原則、証人尋問請求書に住所の記載を求めるない
- 証拠等関係カードにも記載しない
- 証人出頭カードは編綴せず、旅費日当請求書住所欄もマスキング
- 人定質問において原則住所を確認しない
 →人定に不可欠で確認した場合も尋問調書には記載しない
- 証人宣誓時に氏名を読み上げさせない(ビデオリンク時は特に注意)

平成25年6月28日付け、平成26年9月24日付け各事務連絡

(証人尋問)

閲覧謄写

住所等は尋問調書に記載しない
 →(記載のある場合)謄写請求時、弁護人の了解を得てマスキング

平成25年6月28日付け、平成26年9月24日付け各事務連絡

判決

判決要旨の作成

被害者特定事項が明らかになっていないことを確認